

個人情報保護基本規則

(平成 30 年 8 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 本規則は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 57 号)(以下「施行令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)及び個人情報の保護に関する基本方針(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号)、同ガイドライン(匿名加工情報編)(平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号)、金融庁が指針として定めた金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号)等を踏まえ、一般社団法人電子決済等代行業者協会(以下「本協会」という。)の取り扱う個人情報の適正な取扱いについて、本協会職員等が遵守すべき基本的事項を定めるとともに、その適切な運用によって本協会の信頼性を高め、もって社会的信頼を得つつ本協会の活動の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本規則における用語の定義は次のとおりとする。

1.「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識できない方式をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2)個人識別符号が含まれるもの

2.「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、施行令で定めるものをいう。

(1)特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2)個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3.「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の各号の記述等が含まれる個人情報をいう。

(1)人種

(2)信条

(3)社会的身分

(4)病歴

(5)犯罪の経歴

(6)犯罪により害を被った事実

(7)身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の施行規則で定める心身の機能の障害があること

(8)本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(9)健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

(10)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(犯罪の経歴を除く。)

(11)本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

4.「個人情報データベース等」とは、(i)特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び(ii)これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。

(1)不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

(2)不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

(3)生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

5.「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。

6.「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであって、以下のものを除く。

(1)6か月以内に消去することとなるもの

(2)当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(3)当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(4)当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(5)当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

7.個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人情報の利用目的の特定)

第3条 本協会が個人情報を取り扱うに当たっては、次の利用目的のみに利用することとし、他の目的に利用してはならない。

(1)電子決済等代行業に関する調査研究業務

- (2)電子決済等代行業に関する苦情・相談業務
- (3)電子決済等代行業に関する各種の登録申請・届出(もしあれば)に関する手続き業務
- (4)電子決済等代行業に関する広報啓発業務
- (5)電子決済等代行業に関する研修・セミナー等
- (6)電子決済等代行業の法令遵守指導業務
- (7)本協会の組織運営に関する業務

(個人情報管理の総括)

第4条 個人情報管理責任者は、本協会全体の個人情報の管理を統括する。

(職員等の責務)

第5条 職員等は、法令及び本規則等に従い、個人情報を管理しなければならない。

(個人情報の取扱いに関する基本原則)

第6条 本協会は、次の各号に定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- (1)本協会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、個人情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた個人情報であること等を知った上で当該情報を取得してはならない。
- (2)本協会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的を特定しなければならない。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- (3)本協会は、あらかじめ本人に同意を得ることなく、個人情報を第三者(本協会及び本人のいずれにも該当しないものをいう。)に提供してはならない。ただし、本規則で定めるところにより、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合を除く。
- (4)本協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。また、理事会が定める文書保存期間経過後の個人情報を速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- (5)本協会は、本規則で定めるところにより、本人が当該本人に係る個人情報に適正に関与できるように配慮しなければならない。
- (6)本協会は、本規則で定めるところにより、「個人情報データベース」及び「個人データ」について、不当なアクセス、紛失、破棄、改ざん、漏えい等の防止その他の安全管理のための必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(機微(センシティブ)情報の取扱い)

第7条 本協会は、要配慮個人情報並びに、労働組合への加盟、門地、本籍地、保険医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微情報」という。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないものとする。

- (1)法令等に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

- (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5)源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - (6)相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - (7)協会の銀行法に定める適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - (8)機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
- 2 本協会は、機微情報を前項各号に定める事由により取得、利用又は第三者提供する場合には、各号の事由を逸脱して、取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。
 - 3 本協会は、機微情報を、第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならないことに留意する。
 - 4 本協会は、機微情報を第三者へ提供するに当たっては、法第23条第2項の規定を適用しないこととする。

(情報の取得における留意事項)

- 第8条 本協会は、個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 利用目的の通知の方法については、原則として書面によることとし、公表の方法については、インターネット上のホームページ等での公表等、本人が知りうる適切な方法によるものとする。
 - 3 本協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。なお、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。
 - 4 本協会は、本規則に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。)によることとする。

(組織的安全管理措置に係る体制の整備)

- 第9条 本協会は、個人情報の組織的安全管理を維持していくために、次の管理体制を整えるものとする。
- 1.個人情報管理責任者に、個人情報の内容及びその取扱い状況について次に掲げる事項を把握・管理させること
 - (1)個人情報の名称・内容
 - (2)保存場所・保存方法
 - (3)保存期間
 - 2.個人情報管理責任者に、本規則の遵守状況について定期的に監査及び点検させること

(人的安全管理措置に係る体制の整備)

- 第10条 本協会は、個人情報の人的安全管理を維持していくために、次の管理体制を整えるものとする。

- 1.個人情報保護宣言(個人情報保護に関する運用指針)を事務室内に掲示する等、職員等に対し、安全管理措置を周知すること。
- 2.職員等に対し、安全管理措置に関する教育・研修を定期的実施すること。
- 3.職員等が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人情報を第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること。
- 4.別に定める場合を除き、職員等に個人情報を本協会外に持ち出させないこと。また、職員等に自宅で業務をさせないこと。

(技術的安全管理措置に係る体制の整備)

第 11 条 本協会は、個人情報の技術的安全管理を維持していくために、次の管理体制を整えるものとする。

- 1.個人情報については、施錠管理できる保管庫に収納し、個人情報管理責任者が許可する職員等のみに施開錠及び取扱いをさせること。
 - 2.情報処理機器等については、必要かつ十分な盗難防止措置を講じること。
 - 3.情報処理機器等を処分または再利用する前に、個人情報を情報処理機器等から適切な方法により消去すること。
 - 4.職員等に、クリアデスク方針及びクリアスクリーン方針を遵守させること。
 - 5.パスワードの設定その他の方法により、個人情報へのアクセスを制限すること。
- (1)個人情報に障害が発生した場合を想定した対応措置及び障害発生時の復旧作業手順について、別に定めること。
- (2)コンピューターウイルス等不正プログラムへの防御及び被害時の対策のために適切な措置を講じること。

(委託先の監督)

第 12 条 本協会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託(本協会に所属する職員等以外の者に個人情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。)する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 本協会は、前項の場合において、個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定して委託するとともに、委託契約において、取り扱いを委託した個人情報の安全管理措置を確保するよう委託先に義務付けなければならない。

(開示)

第 13 条 本協会は、本人から当該本人が識別される保有個人データ(当該本人に係るものに限る。以下第 15 条までにおいて同じ。)について開示を求められたときは、次の場合を除き、本人に対し、本人が同意した方法により、遅滞なく、個人情報を開示しなければならない。

- (1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2)本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3)法以外の法令に違反することとなる場合

- 2 本協会は、保有個人データを開示できない場合は、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、その判断の根拠及び根拠となる事実を示して、その理由を説明しなければならない。

(訂正)

第14条 本協会は、本人から、保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 本協会は、本人から求められた保有個人データの訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行わない旨を決定したときは、その判断の根拠及び根拠となる事実を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止)

第15条 本協会は、本人から、本協会が利用目的に違反したことを理由として保有個人データの利用停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

2 本協会は、本人から求められた利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(利用停止等を行わない旨を決定したときは、その判断の根拠及び根拠となる事実を含む。)を通知しなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第16条 本協会は、開示等の求めに関し、次の事項を定めなければならない。

- (1)開示等の求めに際して提出すべき書面の様式
- (2)開示等の求めをする者の本人確認方法
- (3)手続の手数料の金額とその徴収方法
- (4)開示等の求めに対する回答方法等

2 本協会は、前項各号の開示等の求めに応じる手続を、インターネットのホームページでの常時掲載や事務所での備付けにより公表しなければならない。

(苦情の処理)

第17条 本協会は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 本協会は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる職員等への十分な教育・研修等、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

(漏えい事故等発生時における対応)

第18条 個人情報管理責任者は、漏えい事故等が発生した場合には、直ちに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1)代表理事に漏えい事故等の内容を報告し、その指示を仰ぐこと。
- (2)所管庁に漏えい事故等の内容を報告すること。
- (3)漏えい事故等に係る個人情報で特定される本人に対して、漏えい事故等の事実を通知・謝罪すること。
- (4)必要に応じて、漏えい事故等の事実を公表すること。
- (5)二次被害が生じた場合に備えて、相談窓口を設置するとともに、対応策を講じること。
- (6)漏えい事故等の事実関係を調査すること。

- (7)漏えい事故等が発生したことを踏まえて、本協会の体制を見直す等、再発防止策を講じること。
- 2 前項第7号の再発防止策の策定に当たっては、客観性を確保する観点から、外部の専門家等を含む調査委員会を設置して行うものとする。
 - 3 情報管理責任者は、前二項の措置(第1項第2号及び第3号に掲げるものを除く。)を講じるに当たっては、適宜、代表理事に報告して、その了承を求め、また、所管庁に報告しなければならない。また、漏えい事故等の概要(事実関係、発生原因分析、対応策及び再発防止策を含む。)を記録するものとする。

(懲戒)

第19条 本協会は、職員等が故意または重大な過失により、本規則に違反した場合、懲戒する。

(安全管理措置の見直し)

第20条 個人情報管理責任者は、個人情報保護の水準を維持・向上するために、必要に応じ安全管理措置の内容を見直さなければならない。

(下位規程の制定)

第21条 本規則に定めるもののほか、個人情報の安全管理に必要な事項については、代表理事が別に定める。

附則

この規則は、理事会の決議の日(平成30年8月1日)から施行する。